

## 高知県造林事業計画策定要綱

第1 この要綱は、高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）による造林事業の実施に関し、森林環境保全整備事業計画及び事前計画の作成について定めるものとする。

（事業計画等）

第2 事業計画の作成は次により行う。

### 1 森林環境保全整備事業計画

- （1） 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）の達成に資するものとして、別記第1号様式により森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業のうち森林緊急造成、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策、林道整備事業並びに林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業についての森林環境保全整備事業計画書（以下「森林環境事業計画」という。）を作成するものとする。
- （2） 森林環境事業計画の計画期間は原則5年間とする。
- （3） 知事は、森林環境事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、別記第2号様式により市町村長の同意を得るものとする。

### 2 事前計画（森林環境保全直接支援事業（地域未来交付金を含む。以下、同じ。））

- （1） 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、森林作業道整備について補助金を受けようとする者は、別記第3号様式により、あらかじめ当該補助を受けようとする森林作業道整備の実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等並びに森林作業道整備と一体的に実施する施業の実施予定箇所及び概算事業量等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。

また、別記第4号様式により、森林所有者等の土地使用承諾及び森林法や砂防法等の法的制限の該当の有無について確認のうえ、必要な届出及び許可について記載し、提出するものとする。

- （2） 知事は、（1）により提出のあった事前計画に記載された事業が高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- （3） 事前計画の作成等については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする森林作業道整備の実施予定年度（一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は一括計画に基づき、森林作業道整備及び一体的に実施する施業の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的まとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となってい

る国有林を含む。)の区域とする。

ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する権限を有する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標

(イ) 森林作業道整備と一体的に実施する森林整備等の実施予定箇所及び施工面積（森林作業道整備を森林整備等に先行して実施する場合にあっては、当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行予定面積）

エ 事前計画の記載については、以下の項目について定めるものとし、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

(ア) 実施年度

(イ) 所在地（市町村名・林小班）

(ウ) 起点及び終点の位置（市町村名・林小班）

(エ) 路線名

(オ) 路網整備の内容（内容・幅員・延長・開設年度）

(カ) 林内路網密度の現況

(キ) 林内路網密度の目標

(ク) 森林の現況（面積・樹種・林齢）

(ケ) 一体的に実施する施業の種類・実施箇所・施工面積

(コ) 図面番号（計画図に連動するもの）

(サ) 計画区分（森林経営計画又は特定間伐等促進計画等）

(シ) 管理者（当該森林作業道を管理する権限を有する者）

(ス) 備考（その他必要事項を記載）※一体的に施業する作業種、事業量、実施年度等

オ 森林作業道の改良のうち復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。事前計画提出後に当該復旧を実施する事由が生じた場合にあっては、当該計画を速やかに変更し、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。ただし、事前に知事と協議を実施した場合は省略できるものとする。

カ 事前計画は、知事が、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるというものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

キ 知事は、提出のあった事前計画の内容について、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係等から見て施業が効率的に実施し得るか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導又は助言を行うものとする。

### 3 森林保全再生整備計画

(1) 特定機能回復事業の被害森林整備のうち、森林保全再生整備を実施しようとする者は、別記第5号様式に、事業種別、被害の状況、実施内容、事業費の総額及びその内訳等を記載した計画（以下「森林保全再生整備計画」という。）（別記第6号様式）を添付し、知事に提出するものとする。

(2) 知事は(1)により提出のあった森林保全再生整備計画に記載された実施内容、実行経費等を確認し、事業が効率的に実施されるよう、必要に応じて当該森林保全再生整備計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

(3) 森林保全再生整備計画の作成については以下によるものとする。

ア 原則として、「森林被害報告について」(昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知)に基づく林野庁への報告により被害が明らかになっている箇所を含む林班で実施するものとする。ただし、知事が認める場合には、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

イ 実行経費の算出にあたっては、「森林保全再生整備における実行経費の算出について」(平成26年3月31日付け25林整第1352号整備課長通知)に基づき算出するものとする。

ウ 森林保全再生整備計画の提出にあたって、別記第7号様式による森林被害度調査診断指標、位置図(5千分の1森林計画図)を添付するものとする。

#### 4 事前計画(特定森林造成事業)

(1) 花粉発生源対策促進事業の事業内容のうち、花粉発生源植え替え、花粉発生源植え替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備、森林作業道整備について補助金を受けようとする者は、別記第9号様式により、あらかじめ当該補助を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画(以下「事前計画」という。)を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 花粉発生源対策促進事業の事業内容のうち、森林作業道整備について補助金を受けようとする者は、別記第4号様式により、森林所有者等の土地使用承諾及び森林法や砂防法等の法的制限の該当の有無について確認のうえ、必要な届出及び許可について記載し、提出するものとする。

(3) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

(4) 事前計画の作成等については以下によるものとする。

ア 事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度(森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間)を含むものとする。

イ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ア) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地持ち、植栽別の実施面積(概数)及び伐採木の搬出材積(概数)並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量(概数)

(ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長(概数)、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(エ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

ウ 植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の事前計画に添付しなければならない。

(年度計画の作成)

第3 森林環境保全整備事業に基づく年度計画の作成については、次による。

- (1) 施行地を管轄する林業事務所長(嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては嶺北林業振興事務所長)(以下「事務所長」という。)は、別記第8号様式により、年度計画書を取りまとめるとともに、その計画書について、事業の計画性、妥当性、実効性等の検討と併せて予算の規模を勘案し、調整するものとする。
- (2) 事務所長は、調整した年度計画書を木材増産推進課長に4月末日までに提出するものとする。
- (3) 上記(1)から(2)の規定は、木材増産推進課長が実施する造林事業申請予定量調査の結果報告をもって代えることができるものとする。

(書類の提出)

第4 この要綱に基づき知事に提出する書類のうち、事前計画及び森林保全再生整備計画については1通を当該事業の実施地を管轄する事務所長へ提出するものとする。

附 則

(適用年度)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 6 この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 7 この要綱は、平成30年7月3日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 8 この要綱は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度事業から適用する。
- 9 この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 10 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 13 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度事業から適用する。
- 15 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、令和8年7月22日から施行し、令和8年度事業から適用する。